

公 告

防衛省陸上自衛隊
秋田駐屯地業務隊長
2等陸佐 秩 父 雅 彦
(公 印 省 略)

陸上自衛隊秋田駐屯地において、令和8年度の展示即売会の出店業者を募集するので、希望する業者については関係事項及び応募資格等を確認し申し込まれたい。

1 応募期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月20日（水）まで

2 公募に付する事項

(1) 業務件名

陸上自衛隊秋田駐屯地における令和8年度展示即売会の設置及び経営

(2) 公募業種

ア スポーツ用品・訓練用品等

イ 時計・雑貨等

ウ タイヤ・カー用品等

エ 食品（生鮮食品を除く。）

オ 工具・DIY用品等

カ その他（展示即売会にふさわしいもの。）

(3) 業務期間（国有財産使用許可期間）

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）の間の平日

(4) 設置場所の所在地及び名称

秋田県秋田市寺内字将軍野1

陸上自衛隊秋田駐屯地

3 応募要領

(1) 平日8時30分から17時00分まで（11時から12時を除く。）第6項連絡先まで問合せを受け付ける。

(2) 申請書等は問合わせを受け次第郵送する。提出期限は郵送等にて令和7年9月18日（木）必着とする。

4 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者であること。

(2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者へ委託あるいは譲渡することなく、全て貴社等で遂行できること。

(4) 公募を行う事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。

- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 募集要領・仕様書説明会

展示即売会の設置及び経営に関して、以下の日程で説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和7年8月21日（木）14時00分～14時30分予定
変更となった場合は、別途連絡する。
- (2) 場 所 陸上自衛隊秋田駐屯地 B会議室
- (3) 説明事項 募集要領、仕様書に関する事項及び現地説明
- (4) 申込方法

参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年8月20日（水）17時00分までに業者名等・出席者氏名・連絡先を電話、FAX又は郵送等にて、第6項「連絡・問合せ先」まで連絡すること。（様式随意）電話による申し込みの場合は、令和8月20日（水）までの平日8時30分から17時00分まで受け付ける。なお、説明会の参加は必須ではない。

6 連絡・問合せ先

- (1) 住 所
〒011-8611
秋田県秋田市寺内字将軍野1
陸上自衛隊秋田駐屯地業務隊厚生科厚生班
- (2) 連絡先
電 話 018-845-0125（内線495）
FAX 018-845-0125（内線425）
担当者 田村